



# 島根県報

平成28年9月6日（火）

第2,833号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定	（障がい福祉課）	2
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（ 〃 ）	2
保安林予定森林	（森林整備課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中小企業課）	3

### 【公 告】

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧	（環境生活総務課）	4
島根県森林情報システムの更改及び保守業務に係る提案競技の実施	（森林整備課）	4

### 【雑 報】

消防設備士試験の実施	（消防総務課）	8
------------	---------	---

### 【正 誤】

平成28年7月8日付け島根県報第2,816号中	（森林整備課）	10
-------------------------	---------	----

**告 示****島根県告示第559号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成28年9月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
ひだまり薬局	松江市学園南2-12-5	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成28年9月1日

**島根県告示第560号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1号の規定により告示する。

平成28年9月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人山陰家庭学院	放課後等デイサービス事業所 第2みのりの家	松江市西川津町2547	平成28年9月1日

**島根県告示第561号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年9月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

浜田市金城町小国口133、口134、口135-1、口136から口139まで、口140-1、口140-2、口141、口144、口325、口326、口329

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市金城町小国口133（次の図に示す部分に限る。）、口134（次の図に示す部分に限る。）、口140-2（次の図に示す部分に限る。）、口329（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第562号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年9月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン大田 島根県大田市長久町土江字八石646番地2外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石 正 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

東京センチュリーリース株式会社 代表取締役 浅田 俊一 東京都千代田区神田練堀町3番地

J A三井リース株式会社 代表取締役 古谷 周三 東京都中央区銀座八丁目13番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) J A三井リース株式会社 代表取締役 中山 和夫 東京都中央区銀座八丁目13番1号

(変更後) J A三井リース株式会社 代表取締役 古谷 周三 東京都中央区銀座八丁目13番1号

### 2 届出年月日

平成28年8月23日

### 3 届出及び添付書類の縦覧場所

大田市産業振興部産業企画課（大田市大田町大田口1111）

### 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

**公 告**

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成28年9月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成28年6月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人ふきのとう

3 代表者の氏名

伊藤 正幸

4 主たる事務所の所在地

島根県仁多郡奥出雲町横田1128番地28

5 定款に記載された目的

この法人は、児童及び障がい者に対して障がい者福祉サービス事業に関する事業を行い、全ての人々が豊かに暮らせる地域社会づくりと福祉の推進に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款及び定款の変更部分の新旧対照表

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁第三分庁舎1階）

雲南地区県政情報コーナー（雲南合同庁舎1階）

---

島根県森林情報システムの更改及び保守業務委託に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成28年9月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 業務名

島根県森林情報システムの更改及び保守業務

(2) 業務の内容

島根県森林情報システムの更改及び保守業務

(3) 仕様等

島根県森林情報システムの更改及び保守業務に係る提案競技要求仕様書による。

(4) 契約期間

更改 契約の日から平成29年3月31日まで

保守 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(5) 提案価格の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

更改 8,629,000円以内

保守 37,222,000円以内

合計 45,851,000円以内

## 2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

### (1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税について、未納の徴収金がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について、未納の税額がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

キ (2)の共同企業体の構成員でないこと。

ク 担当する技術者のうち1名以上は、次に掲げる資格のうちいずれかを有すること。

(7) 技術士（総合技術管理部門（森林）又は森林部門）

(4) 技術士補（森林部門）

(7) 森林情報士

(2) R C C M（森林土木部門）

(7) 林業普及指導員

ケ 平成23年4月以降に都道府県又は市町村におけるGISの調査、設計、構築（機器整備及びデータ整備を除く。）のいずれかを受託した実績を有すること。

### (2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(7) 目的

(4) 企業体の名称

(7) 構成員の住所及び名称

(2) 代表者の名称

(7) 代表者の権限

(7) 構成員の出資の割合

(2) 構成員の責任

(7) 取引金融機関

(7) 決算

(2) 利益金の配当の割合

(7) 欠損金の負担の割合

(2) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (ソ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからカまでに該当すること。

エ 構成員のうち少なくとも1社は、(1)のク及びケに該当すること。

オ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

### 3 提案競技説明手続

#### (1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

##### ア 配布期間

平成28年9月6日(火)から同月20日(火)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

##### イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階 島根県農林水産部森林整備課森林計画グループ

#### (2) 守秘義務の遵守に関する誓約書

提案競技に必要な県の各種資料を閲覧及び受領するには、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出すること。なお、誓約書様式は、島根県ホームページからも提供する。

#### (3) 提案競技説明会

##### ア 日時

平成28年9月15日(木)午後1時30分から午後2時30分まで

##### イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第2会議室

ウ 提案競技説明会参加希望者(企画提案参加申込の必須要件ではない。)は、提案競技説明会参加申込書を平成28年9月14日(水)午後1時までに持参又はFAXにより下記4の(3)のウと同じ場所へ1部提出すること。

### 4 提出書類

#### (1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げるアからシまでの書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加申込書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部)

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部)

エ 直近の財務諸表 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部)

オ 県税に係る納税証明書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部)

カ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部)

キ 協定書 1部(共同企業体の場合のみ)

ク 過去の類似事業実績(様式自由、過去5年以内の都道府県又は市町村における類似実績について) 1部

ケ 担当者届 1部

コ 提案書表紙 1部

サ 提案書 5部

シ 見積書 1部

#### (2) 提出書類の形式

提案競技説明書による。

## (3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

## ア 提出方法

郵送又は持参（土、日曜及び休日を除く午前9時から午後5時まで）による。

## イ 提出期限

(7) 4の(1)のアからケまでの書類については、平成28年9月30日（金）午後3時までに提出すること。

また、郵送の場合は書留とし、同日の正午までに必着のこと。

(4) 4の(1)のコからシまでの書類については、平成28年10月17日（月）午後3時までに提出すること。

また、郵送の場合は書留とし、同日の正午までに必着のこと。

## ウ 提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県農林水産部森林整備課森林計画グループ

電話（直通） 0852-22-5178

ファックス 0852-22-6549

電子メール shinrin@pref.shimane.lg.jp

## 5 提案競技に係る質問及び回答について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（FAX又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 提出先は、4の(3)のウに同じ。

(3) 提出期限は、平成28年9月21日（水）午後1時までとする。

(4) 質問に対する回答は、平成28年9月28日（水）までに提案競技説明資料の受領者全員に対しFAX又は電子メールにより通知する。

## 6 提案競技参加資格者確認審査結果の通知

申込者に対し、平成28年10月3日（月）付けで、郵送にて通知する。

## 7 選定方法

## (1) 審査委員会及び評価項目

ア 別に設置する島根県森林情報システム更改及び保守業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、業務受託者の選定を行う。

イ 審査要綱については、別途定める。

ウ 評価については、以下の点を特に考慮する。

(7) 実施体制及びスケジュール

(4) システムの操作性

(7) システムの保守性

(5) システムの更改・保守に要する経費

エ 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を合算する方法により合計得点を算出する。

(2) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(3) 審査経過については公表しない。

また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

## 8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 9 契約

### (1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号により随意契約とする。なお、契約予定者が契約辞退した場合は、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

### (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

### (3) 前金払

前金払は、行わない。

### (4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### (5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上、定める。

## 10 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ並びに書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

## 11 提案競技に関する問合せ先

4の(3)のウに同じ。

## 12 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Forest information system for Shimane Prefectural Government 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. 17 October 2016
- (3) For further details contact : Forestry Improvement Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan  
TEL : 0852-22-5178

## 雑

## 報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成28年度第2回消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の12第1項の規定により公示する。

平成28年9月6日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 北村吉男

## 1 試験の種類

甲種消防設備士試験

乙種消防設備士試験

## 2 試験の日時及び場所

### (1) 試験の日時

平成28年12月11日（日） 午前の試験 9時00分から（8時30分には集合すること。）  
午後の試験 13時30分から（13時00分には集合すること。）

### (2) 試験の場所

松江市

## 3 受験手続

### (1) 受験願書提出先

#### ア 書面申請

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部（持参又は郵送のこと。）

#### イ 電子申請

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ（<http://www.shoubo-shiken.or.jp>）

### (2) 受験願書受付期間

#### ア 書面申請

平成28年10月11日（火）から同月25日（火）まで  
（郵送の場合は、10月25日までの消印のあるもの限り受け付ける。）

#### イ 電子申請

平成28年10月8日（土）午前9時から同月22日（土）午後5時まで  
（受付期間中、24時間受け付ける。）

### (3) 受験手数料

甲種消防設備士試験 5,000円

乙種消防設備士試験 3,400円

## 4 その他

### (1) 受験願書用紙配置場所

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県防災部消防総務課、島根県隠岐支庁、各県民センター（事務所）、各消防本部及び一般社団法人島根県消防設備協会

### (2) 郵送により受験願書を請求する場合

「消防設備士試験願書請求」と朱書した封筒に、140円切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型2号封筒（A4サイズ）を同封し、一般財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

### (3) 問合せ先

〒690-0886 松江市母衣町55 島根県林業会館2階

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 F A X 0852-25-8242

電子申請については、下記に問い合わせること。

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000（有料）

受付時間 午前9時から午後5時まで（土、日曜日及び祝日を除く。）

平成28年7月8日付け島根県報第2,816号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
3	島根県告示第494号中	邑智郡美郷町九日市568、575、1136、 1136－1（次の図に示す部分に限る。）	邑智郡美郷町九日市568・575・1136・ 1136－1（以上4筆について次の図に示 す部分に限る。）